

○自動車取得税（道税）の廃止に伴い、自動車税（道税）及び軽自動車税（町税）に新たに環境性能割が創設されました。

【課税対象】

令和元年10月1日以後の自動車及び軽自動車の取得に対して適用され、新車・中古車を問わず取得された車両の取得価格（50万円を超えるもの）に対して課税されます。

【税 率】

軽自動車（三輪以上）の車種区分		税率（％）
電気自動車等	自家用	非課税
	営業用	非課税
令和2年度燃費基準＋10％達成	自家用	非課税
	営業用	非課税
令和2年度燃費基準達成	自家用	1.0%
	営業用	0.5%
平成27年度燃費基準＋10％達成	自家用	2.0%
	営業用	1.0%
上記以外の軽自動車	自家用	2.0%
	営業用	2.0%

※「電気自動車等」とは、電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10％低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）をいいます。

※電気自動車等を除くガソリン車・ガソリンハイブリッド車については、いずれも平成17年排出ガス基準75％低減達成車（★★★★）に限ります。

※臨時的軽減措置として、令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に自家用の乗用車を購入する場合は、環境性能割の税率が1％軽減されます。